○内閣府令第五十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条第六項ただし書、第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第五条第六項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第十項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（同法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項ただし書、第二十四条の四の七第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の五第四項の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第二号イ中「発行者の子会社」を「発行者の子会社等」に改め、「規定する子会社」の下に「その他これに準ずる法人」を加え、「以下この号及び第十一条の四第二号」を「。ハ及び第十一条の四第二号ロ」に改め、同号ロ中「第十一条の四第二号」を「第十一条の四第二号ロ」に改め、「期間が」の下に「連続して」を加え、「以下この号及び同条第二号」を「同号ロ(2)」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　当該有価証券の発行者の子会社等又は主要株主（法人である場合に限る。）の役員又は発起人その他これに準ずる者（当該子会社等又は主要株主である法人の役員又は株主その他の構成員のいずれにも該当しない期間が連続して五年を超える発起人その他これに準ずる者を除く。第十一条の四第二号ロ(3)において同じ。）

第十条第一項第八号イ中「及びハ」を「、ハ及びヘ」に改める。

第十一条の四第二号ロ(1)中「子会社」を「子会社等」に改め、同号ロ(3)中「子会社」を「子会社等又は主要株主（法人である場合に限る。）」に改め、「発起人」の下に「その他これに準ずる者」を加える。

第十五条の三第一項中「掲げる」の下に「有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる」を加え、同項各号を次のように改める。

一　内国会社

イ　定款

ロ　申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含む。次項において同じ。）の写し

二　外国会社

イ　前号イに掲げる書類

ロ　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日における当該有価証券の所有者（非居住者を除く。）の数を証する書面

ハ　当該外国会社が外国の法令又は外国金融商品市場の規則に基づき事業年度ごとに当該外国会社の経理に関する情報その他の当該外国会社に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）を公表している旨、当該外国の法令又は外国金融商品市場の規則の概要及び国内において当該情報を取得する方法を記載した書面（ロに定める数を第三項ただし書に定める数により算定した場合に限る。）

ニ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ホ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

第十五条の三第二項を次のように改める。

2　前項第一号に掲げる有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合における令第三条の五第二項及び令第四条の十第二項に規定する数は、申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数とする。

第十五条の三に次の三項を加える。

3　第一項第二号に掲げる有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合における令第三条の五第二項及び令第四条の十第二項に規定する数は、申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日において当該有価証券を所有している者（非居住者を除く。）の数とする。ただし、当該発行者が発行する当該有価証券が申請時において外国金融商品取引所に上場されている場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。

一　当該有価証券が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当したことがある場合　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日において当該有価証券を所有している者（非居住者を除き、当該有価証券が同号に掲げる有価証券に該当しないこととなつた日以後にあつては、当該日において当該有価証券を所有していた者に限る。）の数

二　当該有価証券が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当したことがない場合　申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除き、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に限る。）の数

4　法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けた第一項第二号に掲げる有価証券の発行者の事業年度の末日における当該有価証券の所有者（非居住者を除く。）の数が千名以上となつたことが認められる場合には、金融庁長官は、当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

5　第一項第二号に掲げる書類（同号イに掲げるものを除く。）が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文（同号イに掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、日本語又は英語による翻訳文）を付さなければならない。

第十六条第三項第二号中「又は登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）」を削る。

第十七条の十五の二第一項中「掲げる」の下に「有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる」を加え、同項各号を次のように改める。

一　内国会社

イ　当該四半期報告書又は半期報告書（以下この条において「四半期報告書等」という。）の提出に関して当該承認を受けようとする期間

ロ　当該四半期報告書等を提出すべき期間の末日（以下この条において「提出期限」という。）

ハ　当該四半期報告書等の提出に関して当該承認を必要とする理由

ニ　第四項の規定による承認を受けた場合及びハに規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

二　外国会社

イ　前号イ及びロに掲げる事項

ロ　当該四半期報告書等の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

ハ　ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合は、第四項の規定による承認を受けた場合及びロに規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法